

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月23日
【会社名】	株式会社メガネスーパー
【英訳名】	MEGANESUPER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星 崎 尚 彦
【本店の所在の場所】	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号
【電話番号】	(0465) 24-3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 齋 藤 正 和
【最寄りの連絡場所】	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号
【電話番号】	(0465) 24-3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 齋 藤 正 和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年4月21日付をもって提出した、第三者割当による優先株式の発行に関する臨時報告書の記載の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

#### 5 . 株式の内容

##### (2) 残余財産の分配

#### 15 . 第三者割当の場合の特記事項

##### (1) 割当予定先の状況

###### f 払込みに要する資金等の状況

##### (3) 発行条件に関する事項

###### a 発行価格の算定根拠

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 頁で示してあります。

## 2【報告内容】

### 5. 株式の内容

#### (2) 残余財産の分配

##### (訂正前)

(ア)当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株式を有する株主若しくはA種優先株式の登録株式質権者に対して当社定款第10条の3に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者(以下「A種劣後登録株式質権者」という。)及びB種劣後株主又はB種劣後株式の登録株式質権者(以下「B種劣後登録株式質権者」という。)に先立ち、普通株式1株につき、下記(ウ)に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

(イ)普通株主又は普通登録株式質権者に対して上記(ア)に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、B種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにA種劣後株主及びA種劣後登録株式質権者と同順位にて、B種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額(但し上記(ア)に従い分配した残余財産分配額を除く。)及びA種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

(ウ)普通株式分配基準額

普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

##### (訂正後)

(ア)当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき、償還価額(当社定款第10条の26に定義する。ただし、当社定款第10条の26第2項における「C種優先株式の取得日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」とあるのは、「残余財産の分配日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」と読み替える。)相当額に、C種優先配当金額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日(ただし、当該事業年度中の日を基準日としてC種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日)から残余財産の分配日まで(初日及び分配日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)を加算した額を支払う。

(イ)C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ウ)A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

15. 第三者割当の場合の特記事項

(1) 割当予定先の状況

f 払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

割当予定先による払込みに関する流れといたしましては、当社は、割当予定先が引受済の眼鏡補聴器革新株式会社を発行体とする社債の一部につき、繰上償還対象総額計800百万円として、平成26年4月22日に繰上償還を行う予定である旨につき各割当予定先が通知を受けていることを確認しております。繰上償還の対象となる社債の概要は以下の通りです。

社債の名称	眼鏡・補聴器革新機構株式会社 第3回無担保普通社債
社債の総額	1,000,000,000円
各割当先の引受金額	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け：421,768,747円 AP Cayman Partners , L.P.：294,317,790円 Japan Ireland Investment Partners：255,786,660円 フォーティーツー投資組合：28,126,803円
社債の発行日	平成26年2月4日
社債の利率	年12%
最終償還期日	平成36年2月末日

併せて、平成26年4月21日時点での割当予定先及び眼鏡補聴器革新の銀行口座残高の総額が、本件の対象となるC種優先株式の取得に足りることを確認いたしました。以上の結果、当社は、本件の実施については確実性があるものと判断しております。

(訂正後)

割当予定先による払込みに関する流れといたしましては、当社は、割当予定先が引受済の眼鏡・補聴器革新株式会社を発行体とする社債の一部につき、繰上償還対象総額計800百万円として、平成26年4月22日に繰上償還を行う予定である旨につき各割当予定先が通知を受けていることを確認しております。繰上償還の対象となる社債の概要は以下の通りです。

社債の名称	眼鏡・補聴器革新株式会社 第3回無担保普通社債
社債の総額	1,000,000,000円
各割当先の引受金額	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け：421,768,747円 AP Cayman Partners , L.P.：294,317,790円 Japan Ireland Investment Partners：255,786,660円 フォーティーツー投資組合：28,126,803円
社債の発行日	平成26年2月4日
社債の利率	年12%
最終償還期日	平成36年2月末日

併せて、平成26年4月21日時点での割当予定先及び眼鏡・補聴器革新株式会社の銀行口座残高の総額が、本件の対象となるC種優先株式の取得に足りることを確認いたしました。以上の結果、当社は、本件の実施については確実性があるものと判断しております。

(3) 発行条件に関する事項

a 発行価格の算定根拠

(訂正前)

当社は、C種優先株式の残余財産分配請求金額並びに金銭を対価とする取得条項及び取得請求権に基づく同優先株式の取得の対価がいずれも金 2,500,000円であること、C種優先株式の優先配当金が非累積・非参加型のものであること、C種優先株主による金銭を対価とする取得請求権が行使可能となる日が平成27年8月1日以降の毎年8月1日であること、C種優先株式が株主総会における議決権が付されておらず、また普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない優先株式であること等、C種優先株式の価値に関する諸条件を考慮し、現在の市場金利、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案し、割当予定先との間で慎重に協議及び交渉を重ねた結果、C種優先株式の払込金額を金 2,500,000円と決定いたしました。

(訂正後)

当社は、C種優先株式の残余財産分配請求金額並びに金銭を対価とする取得条項及び取得請求権に基づく同優先株式の取得の対価がいずれも金 2,500,000円であること、C種優先株式の優先配当金が累積・非参加型のものであること、C種優先株主による金銭を対価とする取得請求権が行使可能となる日が平成27年11月1日以降の、定時株主総会の日から30日を経過した日または各事業年度末日から10ヶ月を経過した日であること、C種優先株式が株主総会における議決権が付されておらず、また普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない優先株式であること等、C種優先株式の価値に関する諸条件を考慮し、現在の市場金利、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案し、割当予定先との間で慎重に協議及び交渉を重ねた結果、C種優先株式の払込金額を金 2,500,000円と決定いたしました。